

群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター就職支援部会要項

平成18. 4. 1 制定

改正 平成23. 7. 21 平成26. 4. 1

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター運営委員会内規（以下「内規」という。）第8条第2項の規定に基づき、学生支援センター就職支援部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第2 部会は、就職支援に関する次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 学生の就職指導の企画の立案及び実施に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整及び就職指導体制の充実に関すること。
- (3) その他学生の就職支援に関すること。

(組 織)

第3 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 副センター長
- (2) 学生支援センターの主担当を命ぜられる教員
- (3) 内規第3条第6号に定める委員
- (4) 学務部長
- (5) センター長が指名する者 若干人

(任 期)

第4 第3第5号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5 部会に部会長を置き、副センター長をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第6 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(部会員以外の者の出席)

第7 議長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8 部会の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第9 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(要項の改廃)

第 10 この要項の改廃は，学生支援センター運営委員会の議を経て，機構長が行う。

附 則

この要項は，平成 23 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要項は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。